

北海道公安委員会告示第151号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年10月5日

北海道公安委員会委員長 倉 本 博 史

1 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

(1) 期日

ア 講習

令和8年12月7日（月）及び8日（火）の午前9時から午後5時まで（受付時間は、両日とも午前8時40分から午前8時55分まで）

イ 修了検査

令和8年12月14日（月）午後2時から午後3時まで（受付時間は、午後1時から午後1時45分まで）

(2) 場所

ア 講習

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 1階 聴聞室

イ 修了検査

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部 1階 聴聞室

2 受講の手続

(1) 受講申込みの受付期間

令和8年10月5日（月）から11月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで

(2) 受講の申込先

北海道内の各警察署

(3) 受講の申込みに必要な書類

申込者の写真を貼り付けた駐車監視員資格者講習受講申込書（写真は、申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。）

(4) 受講手数料の納付

20,000円に相当する額面の北海道収入証紙により納付すること。

なお、北海道収入証紙は、収入証紙ちょう付用紙のちょう付欄に貼り付けること。

3 その他

駐車監視員資格者講習受講申込書の用紙及び収入証紙ちょう付用紙は、各警察署において交付するほか、北海道警察のホームページ（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）において閲覧及び印刷することができる。

なお、電子申請に係る受付は、北海道電子自治体共同システムにより行うものとし、その際、手数料の納付はオンライン支払いとする。